

学校法人大阪青山学園 公的研究費取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪青山学園（以下「学園」という。）における公的研究費の取り扱いに関して、適正な運営及び管理をするために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、公的研究費とは特定の課題又は事業を目的とする次の各号の研究資金をいう。

- (1) 国、地方公共団体又はその外郭団体等から交付される補助金
- (2) 国、地方公共団体又はその外郭団体等から委託される受託研究費等
- (3) 私立大学等経常費補助金のうち特定の研究資金

2 直接経費は研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をい、間接経費は研究機関の管理等に必要な経費をいう。

3 民間からの研究費で、資金元に特段に定めがない場合は、本規程を準用することができる。

(研究費の執行)

第3条 公的研究費の執行にあたっては、本規程に定めるほか「学園 経理規程」「学園 科学研究費補助金の取扱いに関する要綱」「学園 旅費規程」に基づき、適正に執行するものとする。

(公的研究費の管理と責任)

第4条 公的研究費の管理は、直接経費、間接経費とも学園が行う。

2 最高責任者である理事長は、公的研究費の予算執行に関する業務を事務局長を経由して、事務部経理課（以下「経理課」という。）に委任する。

3 経理課は、効率的かつ適正な予算管理執行を行うとともに、研究者に対して公的研究費の使用に関する助言を行わなければならない。

4 公的研究費の資金管理は、経理課で行う。

5 その他必要な事項は別に定める。

(公的研究費の使用開始)

第5条 資金の使用は内定通知又は契約締結の日から開始することができる。この場合において、継続課題の2年次以降は、4月1日から開始することができる。ただし、資金元に特段の定めがある場合は、当該資金元の規定に従うものとする。

(公的研究費の使用範囲と使用内訳)

第6条 研究と直接関係のない支出及び研究計画調書等に記載した範囲を逸脱する支出は、原則として認められない。

2 やむを得ない理由で研究計画調書等に記載した計画を変更する場合は、資金元の定める手続きに従って行うものとする。

(購入手続き)

第7条 研究者は5万円以上の物品を購入する場合は、予め下記の書類を経理課に提出しなければならない。

(1) 購入依頼書

(2) 見積書(20万円以上の物品については複数とする。ただし、複数の見積が取れない場合はその理由書)

(3) その他参考資料

2 前項第2号の定めにかかわらず、少額(20万円未満)の物品等の購入の場合は、見積書の提出は省略することができる。

(発注及び検収)

第8条 経理課は、提出された購入依頼書に基づき、発注を行う。

2 5万円未満の物品等の購入は、研究者が発注することができる。

3 前項の発注を行った研究者は、速やかに経理課に届け出るものとする。

第9条 経理課は、発注した物品の確認・検収を行う。

2 検収に当たっては、検収書を作成する。

3 適切な発注及び検収が行われていないことが判明した場合、学長は、当該研究活動の停止を求めるとともに、当該業者に対し、取引停止等の措置を講ずるものとする。

(保管)

第10条 研究者は購入した物品等を大切に維持・保管しなければならない。

2 研究者は、事務局からの求めがあった場合は、速やかに購入した物品の確認に協力しなければならない。

(寄附)

第11条 研究者は、購入した設備備品(図書を含む)を、速やかに本学に寄附しなければならない。

2 前項の寄附は、「学園 固定資産及び物品管理規程」及び「大阪青山大学・大阪青山大学短期大学部 図書館資料収集管理規程」によるものとする。

(研究補助者等の任用)

第12条 研究を円滑に進めるために、臨時的な研究補助者等(以下「研究補助者」という。)を雇用できるものとする。

2 研究者補助者の任用は、「パートタイマー就業規則」等学内関係諸規程に基づき行う。

3 研究補助者の人件費は、すべて公的研究費から支出する。

(研究補助者等の管理)

第13条 研究補助者の所属は、原則として研究者の所属する学科とする。

2 研究補助者の管理責任者は、当該研究者とする。

3 管理責任者は、任用開始前に「研究補助者採用申請書」に必要書類を添付し、事務局事務部庶務課に提出する。

4 研究補助者の勤務内容等については、その実態に応じて、契約書又は雇入れ通知書により、研究補助者本人に明示する。

5 研究補助者の時給単価は学園の定めによる。

6 管理責任者は、研究補助者の業務内容及び勤務時間を管理する。

(旅費)

第14条 公的研究費による出張旅費は、「学園 旅費規程」に基づき支給する。

2 研究のために国内外の研究者を招へいする場合は、「学園 旅費規程」を準用して招へい旅費を支給する。

(会合費等諸経費)

第15条 会合費等諸経費の支出は、資金元の規定に従い支出する。

2 資金元に特段の定めがない場合は、「学園 経理規程」に基づき支出する。

(規程の改廃)

第16条 本規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成25年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。